

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 (2 0 1 7 年) 6 月 2 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月町田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）</u>によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p>	<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p>